本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成 14 年度 第 16 回総合規制改革会議 議事録(非公式版)

- 1. 日時: 平成 15 年3月 12 日(水) 13:30~15:00
- 2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室
- 3. 出席者:

(委員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、奥谷禮子、佐々木かをり、清家篤、八田達夫、村山利栄、 森稔、八代尚宏、安居祥策の各委員

(政府)石原規制改革担当大臣、米田内閣府副大臣、大村大臣政務官

(事務局)[内閣府]坂政策統括官、河野審議官、竹内審議官、福井審議官、宮川事務室長、中山事務 室次長

「構造改革特区推進室」中城室長

4. 議事次第

- (1)「規制改革推進3か年計画」の再改定状況等
- (2) 来年度の運営方針
- (3) 構造改革特区推進室からのヒアリング
- (4) その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、時間でございます。ただいまから第 16 回の「総合規制改革会議」を始めさせていただきます。本日もお忙しい中、石原大臣、米田副大臣、大村政務官に御出席いただいております。ありがとうございます。

本日は、神田、河野、高原、古河、米澤、各委員が御欠席でございますが、他の委員は御出席の御予定でございます。

本日の議事内容といたしましては、まず最初に「規制改革推進3か年計画」の再改定の状況につきまして、事務局からの御説明をお聞きすると。引き続きまして、来年度の運営方針についてお図りすると。この2件を行います。

そしてその後、構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針など、構造改革特区を巡る最近の 状況につきまして、内閣官房構造改革特区推進室からヒアリングを行わせていただくということでございま す。何分よろしくお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

○宮内議長 それでは、議事に入らせていただきます。第1の議題でございますが、「規制改革推進3か年計画」の再改定については、本年最初の第14回本会議におきまして、本年度末に向けて政府部内で改定作業を進める旨、スケジュールの紹介をさせていただきましたが、本日は再改定案としてお手元に非常に分厚い改定計画案を含めまして、資料を用意しております。この資料でございますが、調整途上のものもございますので、これは今日ここでごらんいただくだけで、会議後はテーブルに残していただくということでお願い申し上げたいと思います。

これを中心にいたしまして、まず事務局から今回の改定方針や改定計画の全体構成等の概要につきまして、各省等との調整状況を含めまして御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○宮川室長 それでは、御説明申し上げます。資料1をごらんになっていただければと思います。今日は非常に分厚い資料を別途御用意させていただいておりますけれども、実はページ数で申し上げますと去年の改定バージョンは大体300 ページなんですが、今年の再改定バージョンは500 ページを超えるということで、大体ページ的に言うと5割増しになるということでございます。これは後で申し上げますけれども、特区の関係の項目、それから割と経済界からの要望も細かに拾っておりまして、そういうこともございまして、項目数が非常に増えたということでございます。

それでは、お手元の資料1に従って御説明を申し上げます。

まず、スケジュールでございますが、私どもの方で考えておりますのは、今月末、3月28日の金曜日の閣

議決定を目指して今、作業しているということでございます。再改定のポイントでございますけれども、これはもう皆様御承知のように、昨年 12 月のこの会議で策定していただきました、第2次答申、これに示されました具体的施策の部分につきまして、これはその後最大限尊重という閣議決定を受けておるわけでございますけれども、こうした事項を今回政府の計画に追加して盛り込んだということでございます。

なお加えまして、昨年9月に経団連からの緊急要望をちょうだいしておりまして、これに対して、私ども大臣の御指示の下でいろいろ作業をさせていただきましたけれども、この辺りにつきましても、各省庁から幾つかの返事をいただいておりまして、30項目程度なんですが、これも加えておるところでございます。

それでは、全体の構成について御説明を申し上げます。これは昨年度と同様でございますけれども、3 か年計画の再改定につきましては、今回4項目から構成をさせていただいておるということでございます。

まず第1番目でございますが、これは総論の総論と言っておりますけれども、全体の基本方針、それから制度的取り組みなどを述べました事項が第1部でございます。

第2部は、総合規制改革会議の昨年の2次答申を受けました、14 年度重点計画事項でございまして、これは2次答申の具体的施策の部分を記載したものでございます。

3番目、4番目は、いわゆるたんざくと言っているものでございますけれども、第3部ものは、個別の分野の中でも横断的な事項、特区とか、ITとか、こういった横断的事項につきまして記載したものでございます。

それから、4番目のところは、いわゆる個別の事項ということで、法務、金融、教育等々の 12 分野の個別の記載がなされているということで構成がなされております。

なお、2番目の第2次答申で書かれておる事項につきましては、3番目、4番目の、第3部、第4部には再 掲という形でダブって書かれている部分がございます。

今、各省庁との調整でございますけれども、文章上の調整はほぼ終わっておりまして、一部競争政策と エネルギーの部分は若干残っておりますけれども、ほぼ終わりつつあるという状況に至っております。

今、私ども事務局の作業というのは、後でぺらぺらと見ていただくとわかりますが、たんざくと呼ばれる後段のところにつきまして、各年度ごとの展開というのがございまして、そこでいわゆる措置しているというような形で、役所との関係で約束している部分があったのが、果たしてきちっと措置されているのかどうかと、こういう細かいエビデンスを取り寄せておりまして、これでもって今、私どもの方で主査と御相談をしながら判定をさせていただいているという作業を今やっておりまして、文章上の調整はほぼ終えているという状況になっております。

4番目の個別事項でございますが、ざっと御説明をさせていただきたいと思います。まず、共通的事項でございますけれども、基本方針が書いてございまして、2ページ目でございますけれども、特区の活用について今回新しく盛り込ませていただいたということでございます。

これも書いてございませんけれども、あとで特区室の方から御説明があると思いますが、一応今回特区につきましては、1月に閣議決定を行いました基本方針をベースに、細かく後ろの方に記載をさせていただいております。これは1次募集分を受けたものでございまして、2月に本部決定をいたしました2次募集分につきましては、5月か6月に閣議決定ということで、正式に基本方針と、向こう側の1月の閣議決定に付け加わるということになっておりまして、これでもって正式に政府として決定をいたしますので、今回の3か年計画につきましては、この2次募集のうちの1部、かなり角度の高いものということにつきましては盛り込ませていただいたということになっております。

あと多少特区室の方で細かい詰めを要するということでございますので、今回はそういう意味で全部盛り 込んでいるというわけではございません。

あと特区以外につきましては、制度的取り組みということで、行政手続法、パブリックコメントの手続、ノーアクションレターなどの手続等々について記載がなされております。 2番目の 14 年度の重点計画事項でございますけれども、これも先ほど申し上げましたように、2次答申の具体的施策というのを計画事項として章建てして列記をしておるということでございます。

第3部の横断的措置事項でございますけれども、これは個別事項につきまして、13年度から15年度までの間の実施予定時期を記述しているということでございます。

特区でございますけれども、まず最初の評価の話、これは評価委員会を意味しておりますけれども、評価委員会の紹介、それから全国において実施されるとされた事項の深掘りの話、規制改革事項の周知徹底の仕方等についても記載がなされておると。

また、2次募集を活用した特区制度の規制の追加につきましてもメンションされているところでございま

す。

2番目のIT関係でございますが、これはいろいろあるんですけれども、大きく例えばそこにありますように、電気通信事業法の事業区分の見直しということで、これは役所の方も、総務省の方も今回関係法律を国会の方に上程するということが決まっております。 環境関係で申し上げますと、ヒートアイランド・メカニズムに関する調査研究の推進、それからリサイクルに関します、廃棄物処理業、施設の許可、手続の簡素化について記載がなされております。

競争政策につきましては、独禁法違反行為に対します、課徴金減免プログラムの導入等々が記載をされているということでございます。

3ページ目でございます。独禁法違反事件、それから企業結合に関します審査機能といった、2次答申で盛られていることがそのまま書かれておると。それから、証券取引分野のおきます、市場監視機能の強化についても記載がなされております。

5番目の基準認証につきましては、通信端末機器・特定無線設備の基準認証に関します自己適合宣言制度の早期導入について記載がなされております。

分野別措置事項でございますけれども、これも先ほどの横断的な措置事項と同様、13 年度、15 年度までの間の実施予定の時期が記載をされておるということでございます。

法務関係で申し上げますと、いわゆる外弁関係の話。

金融関係で申し上げますと、信託業法におきます受託財産制限の緩和の話。

教育・研究関係で申し上げますと、2次答申の一番最後の段階で入りました、大学院レベルの社会人のための職業実務分野におきます株式会社参入の話も出ております。また、コミュニティスクールの導入に向けた制度整備につきましてもメンションしております。 なお、大学の設置等に関します校地面積基準及び自己所有要件の大幅な緩和につきましても、2次答申で記載されておりますので、そのまま記載をしているということでございます。

医療関係でございますけれども、電子カルテ等の院外保存の話。包括払い・定額払い制度の導入促進等々の、2次答申で書かれてるものがすべて記載をされておるところでございます。

福祉関係で申し上げますと、訪問介護におきます、いわゆるホームヘルパーさんの身体介護業務の範囲の明確化。幼稚園と保育所の連携の推進。この辺り個別具体の話を突っ込んで書いてあるということでございます。

最後から2枚目のページですけれども、雇用・労働関係は、職業紹介規制の抜本的緩和ということで、手数料規制の緩和、無料職業紹介事業の拡大、それから派遣制度の見直し、解雇ルールの法制化ということで記載がなされております。

先日、雇用・労働関係の方は、清家先生の方でワーキンググループを開いていただきまして、このうち金銭解雇のルールにつきましては、厚労省の方が引き続き議論をするというお話をしておりまして、今回法案には盛り込まれておりませんけれども、この議論、答申で書かれている部分につきましては、引き続き議論をワーキンググループとしても行うということの確約は取れておりますので、この辺りも整理して書いておるところでございます。

7番目の農林水産業・流通関係でございます。農地の利用規制の適正化によります、優良農地の保全、 農協の事業運営・系統事業の見直しが記載されております。

流通に関しては、アニメーションなどのコンテンツ分野の規制改革ということで、特に下請代金遅延等防止法の適用拡大辺りが記載をされておると。

エネルギー関係につきましては、電力・ガスのサービス提供に不可欠な設備の解放、会計分離や情報 遮断の徹底等といったものが記載をされております。

住宅・土地・公共工事関係では、道路空間と建築物の立体的利用の推進。

消防法・建築基準法の性能規定化等による合理化。

不動産取引価格情報の開示。

運輸関係につきましては、輸出入・港湾手続、自動車保有関係手続の各ワンストップサービス化が記載をされております。

最後に、危険物・保安関係でございますけれども、これは高原ワーキンググループでやっていただきました、燃料電池、こういったものもここで記載をしているいう状況でございます。

一応2次答申の項目につきましては、すべて記載をしているということだけ申し上げたいと思います。

以上でございます。

- ○宮内議長 ありがとうございました。それでは、御質問・御意見等ございましたらお願いします。 では私から、まだ調整中ということですが、28 日までにはきっちりした形でおさまると見ていてよろしいで すか。
- ○宮川室長 今、2つだけ残っているということでございまして、大体文章上の詰めでございますので、28 日までの閣議決定よりも大分前に調整は終わるんではないかという見込みでございます。

したがいまして、何かがたがたするという感じは全くございません。

○坂政策統括官 今の2つのうち1つはほぼ話が付いたというか、両方とも公正取引委員会の機能を強化するという部分、特に今、政府部内であれになっているのは、公取の人員を抜本的に充実するというか、抜本的にと今の段階で書かれると困るのよねと行政管理局が言っているというもので、私のところに今日の夕方行政管理局長が文句を言いに来るという、これが今、一番実質的なものです。

したがって、政府部内はお陰様で、そもそも2次答申のときにさんざんやっていただいたので、大体相手もわかっていますから、そうやっかいな話はないんですが、あとは党の方がどういう反応が出てくるかというのはこれからです。

- ○宮内議長 どうぞ。
- ○奥谷委員 3番の横断的措置事項の中にIT関係というのがありますけれども、これはIT戦略本部との兼ね合いみたいなもので、ずっとこちらの方ではしないようなことがあったのが、急にここにIT関係って出てきたんですが、これは今後どうなっていくんでしょうか。
- ○宮川室長 これはもともとの3か年計画のところに、実は根っこがあったものに加えまして、各ワーキンググループで御議論いただいた中にIT関係がございますので、それを盛り込んだのと。

それから、IT戦略本部からも多少去年来から意見をもらっておりまして、少し入れてくれというものがありますので、そういうものを全部合体したものがこのITの部分の中身でございます。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。それでは、再改定案の概要という御説明は以上をもって終わらせていただきまして、次の議題に移らせていただきます。

来年度の運営方針についてお図りしたいと思います。来年度の運営方針につきましては、前回フリートーキングをいただきまして、本日はそのときの御議論、提出いただいたペーパー等を踏まえまして、その後事務局の方でまた委員の皆様方と相談をしていただきまして、そして運営方針案というものを作成させていただきました。

その内容につきまして、まず事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○宮川室長 それでは、お手元の資料2をごらんになっていただければと思います。「総合規制改革会議の当面(6月まで)の進め方(案)」ということでございます。

まず「基本方針」でございますけれども、2つございまして、1つは先日来からお願いをしております、12の重点検討事項につきましてということでございます。

これはアクションプランを議長の方でおつくりいただいたわけですけれども、このアクションプランに基づきまして当会議として6月の重点検討事項に関します答申までは、あくまでこの当プランの実行を第一の目的としていくと。このために、当会議の有します政策資源を集中的にここに投入をするということをまずうたっております。

なお、当プランの実行過程におきましては、経済財政諮問会議、構造改革特別区域推進本部との一層の連携強化を図ると。まず 12 のアクションプランについて一生懸命やるというのをまず第一の目標に掲げております。

「2. その他の事項・分野について」ということでございます。まず、新しくワーキンググループを2つ設置を考えておりまして、まず第一番目は海外の投資・人材の受け入れを推進するための、投資・人材に係ります規制改革のためのワーキンググループ、これは仮称でございますけれども、「国際経済連携ワーキンググループ」というのを一本建てたいというふうに思っております。

2番目は、事後監視を徹底し、成果主義の規制改革を実現するための制度見直しを行うためのワーキンググループということで、規制改革の横串的なルールをつくっていただく、もしくはそのための必要な制度設計というか、制度の基盤整備をしていただく、この辺りの検討をいただくワーキンググループ、仮称でございますけれども、「基本ルール・基盤整備ワーキンググループ」というものが2つ目のワーキンググループでございます。

これ以外に、従来構造改革特区ワーキンググループがあったわけでございますけれども、この構造改革特区制度を十分活用しまして、官製市場の分野について規制改革を加速させるということで、構造改革特区と官製市場を合体させたワーキンググループを今回新しく盛り込むというのが3番目のポイントでございます。

4番目は、新技術、成長分野を見込める分野、それからビジネスニーズ、こういったところの洗い出しをしまして、これについての網羅的かつきめ細やかな対応を図ることとするということで、「事業活動円滑化ワーキンググループ」ということでございます。

その他の従来の個別のワーキンググループにつきましては、既存ワーキンググループできるだけ可能な限り統合・大ぐくり化をするということで、その上で各ワーキンググループにおきまして、効率的・効果的な検討を行っていただくということでございます。

なお、その成果につきましては、先ほども申し上げた6月の 12 のアクションプランの答申と可能な限り時期を合わせた上で、例年どおり中間とりまとめを行っていくということでございます。

なお、来年度、4月以降の年度が当会議として最後の1年ということになるわけでございまして、こういうところを認識した上で、各省で今、検討されている事項が当会議の提言している方向性に合致しているかどうかについて、当面網羅的・徹底的なフォローアップをお願いしたいというふうに思っておりまして、それらの適格な実現に向けた集中的な審議・折衝を行っていただくということでございます。

具体の検討テーマ・体制が、Ⅱ以下でございます。

まず「A:新規ないし拡充テーマ」ということで、先ほど最初に申し上げた5つのワーキンググループの話をしております。

まず、第1番目は、アクションプランの関係でございます。これは既にもうワーキンググループ発足をさせていただいておりまして、第1回目を終えたという状況でございます。主査は宮内議長、それから副主査は鈴木議長代理にお願いをしているということでございます。

これは 12 の重点検討事項につきまして、遅くとも2年以内の実現、法制度の施行完了などでございますけれども、これを目指しまして、本年6月の答申に向けまして、経済財政諮問会議と、構造改革特別区域推進本部とも一層の連携を取りながら、規制改革会議及び規制改革担当大臣が有します、あらゆる権限・機能ということで、各省に対しまして資料や説明の請求、それから公開討論、ハイレベルの折衝、勧告権の行使などをしまして、集中的な審議・折衝を行うということがまず第1点でございます。

なお、スケジュールでございますけれども、既に3月5日第1回目の会合を済ませておりまして、大体週1回ペースということで、次回は17日の午前中というふうに予定をさせていただいております。

3月、4月は、おおむね各省庁等からの公開討論、それから資料・説明のお願いということでございまして、5月、6月につきましては、ハイレベル折衝、勧告権の行使などを考えるということで、併行いたしまして、経済財政諮問会議においても集中審議をお願いすると。それで6月の末に答申を決定いたしまして、併行して経済財政諮問会議サイドでも「骨太方針 2003」の方でいろいろ御議論いただくという段取を今、考えているところでございます。

2番目のワーキンググループの関係でございますが、3ページ目でございます。国際経済連携のワーキンググループでございまして、これは我が国の国際的な魅力向上のための規制改革ということで、1つ目の○でございますが、雇用機会の創出、競争の促進等を通じた、一層の経済活性化を実現するために、海外の企業、優秀な人材の受け入れ、観光誘致を抜本的に推進するため、対内直接投資や人材の受け入れ、国際交流、FTAの推進など各国との経済連携を促進するための規制改革を積極的に推進するということで、非常に分野が広うございまして、「金融」「教育」「観光」「法務」「都市」「医療・福祉」「農業」、こういう広い範囲になろうかと思いますが、この辺りのサーベイをしていただ

ちなみに、JETROなどの政府関係国際機関とか、地方公共団体、各国の大使館、観光協会などからヒアリングをしていくということでございます。

なお、先ほど申し上げましたように、非常に広い分野にわたりますので、ワーキンググループとも連携を 取っていただきながら整理をしていただくということかと思います。

3番目の規制改革に関しまして、これを推進するための分野横断的な基本ルール・基盤整備ということで ございまして、新たなワーキンググループを設置するということでございます。

既に去年来から清家委員のところで、事後チェックルールということで、情報の開示とか、第三者評価と

か、監視とか、紛争処理とか、こういった点につきまして御指摘をいただいておりまして、こういう重要な点については十分認識をなされておりますけれども、加えまして既に制度としては発足しておりますけれども、パブリックコメントの制度、それからノーアクションレターの制度、こういった既存の制度の点検等々も含めながら、新たに規制を制定するに際してのチェックの在り方とか、既存の規制の見直しについての共通的なルールとか、こういった分野横断的な基本のルール、基盤の整備、こういうところについての検討を行うことが十分なんではないだろうかと。こういった横断的なルールについてのサーベイをしようというのが、このワーキンググループの趣旨でございます。

なお、去年清家委員にやっていただきました、事後チェックルールのワーキンググループのサーベイは、このワーキンググループでやっていただくということで考えております。 4ページ目でございます。「4. 『構造改革特区』等による『官製市場』改革の推進」ということでございまして、従来2つワーキンググループがございました、構造改革特区ワーキンググループと官製市場ワーキンググループを合体させたものでございます。これは特区制度などを活用することによりまして、官製市場などの分野について規制改革を加速させるということで、これによりまして新規需要な雇用の創出を図るということでございます。

(1)といたしまして、特区推進本部に対します協力等ということでございます。4月1日に特区法の方の施行が開始されるわけでございます。

それから、6月には第2次募集、先ほどちょっと御説明いたしましたけれども、2月に決まりました第2次募集の正式な政府決定ということで、6月には基本方針の改定が行われると。それから6月末に、第3次募集が締め切られるということでございまして、こうした一連の流れの中で、規制改革会議としてもこれまでと同様に公開討論の開催と、こういったような形を通じまして、特区本部に対しまして最大限の協力を行っていくと。各省庁の動きもサーベイをしていくということでございます。

それから、本年夏に特区の方で評価委員会というのが設置される予定になっておりまして、ここで特区のそれぞれの玉についての評価を行うということでございまして、この辺りの評価の仕方等々も含めて、当会議との連携というのも決まっておりまして、この密接な連携を更に進めていくということがポイントかと思います。

(2)といたしまして、「『官製市場』改革の具体的推進」ということでございまして、既に2次答申の中で指摘がなされておりますけれども、今回19分野指摘をさせていただきました。そのフォローアップも含めまして、一層の推進を図るということで、特に民営化・PFI・アウトソーシングの手法を駆使いたしまして、できる限り民間への委譲を推進していくと。

2次答申の問題意識、官製市場の問題意識のところに書かれておりますけれども、政府内の推進体制の一元化、推進計画の策定という話もございますので、その具体化に向けての検討を考えていくと。

3番目のポイントといたしましては、特に教育、福祉分野におきまして、国・地方公共団体・学校法人・社会福祉法人とその他の民間事業者との公的助成面でのイコールフッティングが妨げられている部分が議論としてございます。これは憲法 89 条問題に関わってくるわけですけれども、この辺りについての法解釈について専門家を交えて議論すべきではないかという点を、今度我々としてやりたいというふうに思っております。

次、5. なんですが、「経済活性化に資するビジネスニーズについての総ざらい」ということでございまして、 事業活動円滑化ワーキンググループということでお願いをしたいというふうに思っております。

昨年の2次答申に続きまして、更に新たな技術・成長の見込まれる分野を中心にいたしまして、経済団体等からの経済活性化に資するビジネスニーズ、手続の簡素化とか、解釈の明確化などなどございますけれども、これについて網羅的、きめ細やかな対応を行うということでございます。

なお、経団連などからの個別要望の対応につきましては、特区室も最近非常に頑張っておりますので、その辺りの手法にならいまして、当会議としてもルール化を図るということで、例えば・といたしまして、一定の受付期間を設けて集中的な要望の発掘を行うと。 それから、それぞれ整理をいたしまして、各省との調整結果についてはホームページに公開をすると。こと細かく調整結果について要望を基にフィードバックをすると。こういうきめの細かいサービスをやるいうことを決めるということでございます。

Bでございまして、その他の個別分野ごとの規制改革ということでございます。これにつきましては、以下の8つのワーキンググループにとりまとめしまして、個別分野ごとに検討をまず早急にお願いしまして、6月末の中間とりまとめに成果を盛り込んでいただくと。

今回は、医療と福祉を合体すると。それから、住宅・土地・公共工事と環境を合体するということを今、考

えております。今度の4月以降の年度が当会議としては最後の1年となることにかんがみまして、各ワーキンググループにおきましては当面6月までは網羅的・徹底的なフォローアップをお願いしたいというふうに思っております。これは、これまで答申を行ってきたわけですけれども、当会議で提言したような方向性と各省庁が現在検討している方向性、それからスピード感とで違いがあるという事項については、徹底した検証が必要なんではないかという問題意識から起きてきたわけでございまして、当面4月までは項目の洗い出しをお願いしたいと。5月以降は、これを完全な形や前倒しでの実現に向けた集中的な審議・折衝を行って、6月のとりまとめに反映をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、中間とりまとめ以降、秋口の話でございますけれども、12 月までの3次答申に向けては、更にこの レビューを進めるわけですけれども、それだけにとどまらずいろいろ問題点が出てきた場合には、新たな問 題点としてこれを指摘していただき処理をしていただく、提言もお願いしたいというふうに思っております。

次の○でございますが、個別のワーキンググループについて記載をさせていただいております。まず、I Tでございますが、これは先ほど少しお話させていただきましたけれども、各個別分野におきましてIT関連 の事項がございますので、こういったもののフォローアップをお願いしたいというふうに思っております。

2番目の、法務・金融・競争政策につきましては、不動産担保制度といった新しい担保制度の法的な検討、それから多様な資金仲介ルート、金融手法の確立、この辺りの金融周りのルールの見直し。それから、公取の機能強化についてのフォローアップなどをお願いしたいというふうに思っております。

教育・研究関係でございますけれども、これはコミュニティスクールに向けました制度整備ということが2次 答申で記載されておりますけれども、こういった問題点等々についてフォローアップをお願いしたいという ふうに思っております。

最後のページでございます。医療・福祉でございますけれども、電子レセプトのオンライン化の促進ということでございまして、これも2次答申に記載されておりますが、目標値が一応決まっておりまして、この目標に向けての作業についてよく議論を深めると。この辺りのフォローアップを是非お願いしたいというふうに思っております。

雇用・労働につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたように、基準法の改正案。それから、派遣法の改正案は既に上程をされておりますけれども、こういった動きとともに、先ほどのまだちょっと内かけ状態になっております、金銭賠償の話とか、この辺りについてもフォローアップをお願いしたいというふうに思っております。

農林水産業・流通につきましては、昨年の2次答申で御提言いただいた農協改革についてのフォローアップをお願いしたいと。

エネルギー・運輸につきましては、電力・ガス小売り自由化のフォローアップをお願いしたいと。

住宅・土地・公共工事・環境につきましては、来年度法律が出るというふうに言われております。定期借家法の見直しの話、これについての会議としての提言をお願いしたい。 不動産価格情報開示に関します、制度整備、これも2次答申に既にうたっておりますけれども、これについての具体のフォローを是非お願いしたい。

廃棄物リサイクル問題につきましても、いろんなところで問題提起がされておりますので、この辺りのフォローをお願いしたいということでございまして、基本はフォローアップが中心ということになろうかと思いますが、別にフォローアップだけしかやってはいかぬということではなくて、当然のことながら新しい問題点が出てくれば、これはこれでいろいろと御議論いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございました。大変たくさんの作業をしようということでございますけれども、御質問・ 御意見ございましたら、どうぞ御自由に。

八代さん、どうぞ。

○八代委員 2点ほどございますが、第1点は、4ページの「4. 『構造改革特区』等による『官製市場』改革の推進」というところで、(2)の2番目の○でありますけれども、第2次答申、官製市場の問題意識に盛り込んだ、政府内の推進体制の一元化、推進計画の策定ということでありますが、これは第2次答申の中でこの部分に触れた点について、例えば内閣官房に推進母体を設置するなど、早急に政府内の推進体制を一元化しというふうに書いてあるわけでして、あえて内閣官房に推進母体を設置するという、かなり重要なポイントがここで落ちているというのは問題でありまして、せめて第2次答申と同じ表現にする必要があるんじゃないかと思います。

この事務局の原案のままですと、例えば総務省にこれを置くという可能性もあるわけで、旧行政管理庁が 総務省にありますので、そういうことではなくてやはりこの問題というのは最も各省の抵抗が強い点でもあり ますし、それから民でやきることは民にやるという小泉総理の問題意識の最も表われている点でありますで、 やはり内閣官房にできれば置くという当初の第2次答申の精神をここで是非生かしていただきたいと思いま す。

現に特区推進室なんかは、まさに内閣官房に置かれたからこれだけ大活躍をされているわけでありますから、是非いい例をここでもフォローする必要があるんじゃないかと。これが第1点であります。

あとは5ページのニュービジネスについての点なんですが、確かに一定の受け付け期間を定めた集中的な要望の発掘という、特区推進室がやっているやり方を使うというのは全くそのとおりなんですが、この問題はある意味で地方自治体等が何か問題を抱えたときにルートがないものですから、多分特区推進室の方に行く可能性が大きいわけです。ですから、特区として要望が出たから特区で対応しなければいけないという形になるかと思うんですが、明らかに特区ではなくて全国ベースにふさわしいようなものがあれば、もう自動的に推進室からこちらの方に連絡をいただいて、最初からこちらの事務、ワーキンググループの方でも検討を始める方が効率ではないかと思います。勿論推進室でやられてもいいんですが、共同ということでやった方が効率的ではないかと思います。

特区推進室の非常に大きなメリットというのは、これまでこの規制改革会議では経団連等からの要望がメインであったんですけれども、新たな要望のルートを発掘したということにあるわけでして、それを是非活用するべきではないかと思っております。

6ページ、これは細かい点でありますけれども、住宅・土地・公共工事のところで、定期借家権法の見直しと書いてあるのは、やや誤解があるわけで、定期借家権法自体には問題がないわけで、むしろ拡充するというならわかるんですが、見直すんなら借地借家法の見直しというふうに書くべきであって、これはこのままいずれ何かの形で発表されるんであれば、是非誤解がないような形で、何を改善して、何を拡充するのかというのが明確になった方がいいんじゃないかと思います。

以上でございます。

- ○宮内議長 ありがとうございました。森さん、どうぞ。
- ○森委員 私も最後のところですが、借地借家法の抜本的な見直しというふうに言いたいので、定期借家 法じゃ足りないと言っているわけなんですね。 是非よろしくお願いいたします。
- ○宮内議長 清家さん、どうぞ。
- ○清家委員 私もテクニカルなことですが、6ページ目の・の雇用・労働のところは、労働基準法、派遣法のフォローアップ等と書いてありますが、等があるのでいいと思いますが、あと職安法も合わせてお願いしておりますで、職業安定法、一応3つの法律をお願いしているということですので、付け加えておいていただければと思います。
- ○鈴木議長代理 個別分野のフォローアップというのは、非常に私も大事なことだと思って前から申し上げておるんですけれども、要するに我々は今まで前向いて走ってばっかりおって、決めたことはきちっとやってくれているんだろうなと思っておると、あに図らんや何かそれと似たようなものはあるけれども、全然我々の精神と違っておるというのは、恐らくやってみたらいっぱい出てくると。

そういう中で、そういう方向であったらその向きを変えさせるという提言をする。これは非常に重要だから、これは是非やっていきましょうということなんですけれども、この書き方ですと、さっき宮川さんも言ったけれども、新規の問題というのもまだ幾つもあるわけですね。だから、まるでフォローアップだけに限るよというんじゃなくて、新規の問題も発掘してやっていくが、フォローアップも重点的にやるということで、新規を落としておくと各省はもう新規はやらないんだなと、フォローアップだけだなというふうに思われますから、新規の問題もなおやることは元よりだとかというふうに書き加えておいていただきたいと思います。

- ○宮川室長 今のものは5ページ目のBの○の3つ目に、ちょっと時期を区切ってしまったような感じなんですけれども、一応新しい問題点の指摘をするということは書いてあるので、もしあれであれば中間とりまとめ以降と書いてありますが、この辺りを少しぼやかして、要するに新しいものもと。
- ○鈴木議長代理 これだと、これらのレビューを通じて明らかになった新たな問題というのは、これは今まで言ったことに対して、それがまさしくそのとおりになっていない、似てきなるものが出ておると、この文章だとそういうふうに読めてしまうわけですね。

だから、新規の問題も新たに発掘すると、それからフォローアップをする、フォローアップをして、そしてその中でレビューを通じて明らかになった新たな問題を指摘するという文脈になるんじゃないですか。

- ○宮川室長 趣旨を踏まえて、修文をさせていただきます。
- ○八田委員 6ページの定期借家法の見直しですが、ほかのところは全部、全部でもないんですが、このページはフォローアップばっかりなので、見直しもその意味に取られかねないんですけれども、もともと定期借家法が3年前にできたときに、今年見直すということが法律の中でうたわれているんですね。それをやる際に、こちらの規制改革会議の方からも積極的に働きかけていこうということが一つございます。

もう一つ、八代委員がおっしゃったように、従来の借地借家法自体もこれを機会に検討するべきじゃないかということがあると思いますから、ある意味で「・借地借家法」というふうにしたらすっきりするのかと思います。

- ○宮内議長 森さん、どうぞ。
- ○森委員 土地収容法も改正されたということになっているんですけれども、これも実効の上がる改正ではないのですが、どうなっているんでしょう。これ再改正と言うべきなのか、見直しと言うべきなのか、取り上げることになっていたんじゃなかったですか。
- ○八田委員 土地収容法は改正されて、それでは不十分なので、こちらでもっていろいろ要望いたしまして、そうしたらばとにかく早期に土地収容法が実行されるようないろんな措置を具体的に提案してこられまして、それならそれを見守りましょうと。そしてそれが余りうまくいかないならば、また再度の改定をお願いしましょうという話になっております。
- ○森委員 例えば、成田は一向に解決しないんですけれども、土地収容法の改正なのか、違う法律が要るのか、とにかくああいう形を何とかして見せなければ、その後の都市再生も進まないという、一番基本的な問題だと思っているんですけれども。
- ○宮内議長 それはテーマとして、住宅・土地グループでお考えいただくということはできるんじゃないかと 思いますが。
- ○森委員 ここでは見守っているだけで。
- ○宮内議長 いや、ですから今後の検討で、今日のところは6月、当面までのこの会議の進め方の議論をしているわけでございますから、その中で今もお話がございましたように、新しいテーマを取り上げていくと、これは6月までに取り上げられるか、来年中の、森さん御意見等は、土地・住宅ワーキンググループで十分取り上げることのできるテーマではないかと私は思いますけれども。

いろいろ御意見出ましたけれども、事務局の方でどうですか、特にこの進め方についての単体の御意見が出たわけでもなく、ちょっと修正、あるいは加筆という意味だと思うんですが、その辺。

- ○宮川室長いかがしましょうか。ここで今あれをした方がよろしゅうございますか。それとも。
- ○宮内議長 修文、修字という意味では、お任せいただくということがいいと思いますが。○宮川室長 むしろ御意見をいただいて、事務局と議長の方ですり合わせをさせていただくということで、いかがでしょうか。 ○宮内議長 あと御意見をできるだけちょうだいしたいと。テーマは当面の進め方でございまして、だから若干フォローアップということが強調され過ぎたかもわかりませんけれども、来年度1年という意味ではもう新規のものを是非取り上げるということは、私は前提になって考えていたんですけれども、そういう意味では鈴木さんと同じ問題意識を持っているんですけれども。

どうぞ。

- ○坂政策統括官 今、御意見は承って直すものは直すということでよろしいかと思うんですけれども、ただこの紙全体として、言わばこの規制改革会議の内輪の了解のようなものでございますから、例えば答申とか3か年計画なんかとは違いますから、そんなに細かい字句で一生懸命気を使っても余り意味はないと。これは要するに会議の中の、こういう感じで行きましょうねという了解ですから、閣議決定するとか、そういうレベルの話ではありませんので、例えばいつでもこの会議でその気になれば修正すればいいだけの話でございますので、そんなに細かい表現でもめる必要は別にないと思います。
- ○鈴木議長代理 そのとおりなんだけれども、フォローアップは絶対重要だから、これをやるということなんだけれども、しかし新規もきっとやっていきますよと、これは当たり前のことを言っているだけのことなんですね。そういうことで、そんなこと言わなくたって新規を発掘すると思いますけれども、余りフォローアップだけに、実は本当はフォローアップが大事なんだからそれを一番言いたいんだけれども、しかし新規もやりましょうねというだけのことなんです。

○宮川室長 各委員からフォローアップ大事だと言われので、ちょっと強調し過ぎまして恐縮でございました。

それと、高原委員からも紙をちょうだいしておりまして、この御趣旨賛同という趣旨なんですが、もうちょっときめ細やかな御意見も賜っているということだけ御紹介させていただきます。

○村山委員 確認になるんですけれども、特に借地借家法の見直しは是非やるべきだと、都市再生とか、 土地・住宅・公共工事関連の人間はみんな思っておりますので、特にこれは6月以降にやるということにな ると、かなりヘビーな話題なので、私はもう年初から飛ばしてやった方がいいと思うんです。

だから、そういうものに関しては、だから余りフォローアップを強調し過ぎると、そういう最初から飛ばしてかなりフルイヤーでやらなければいけないものも、新規項目で既に挙がっているものの中にありますので、とにかく併行してやるというような形を、どちらかと言えば色濃く出していただければと思うんですが。

- ○宮内議長 非常に皆様方の意欲にはもう敬服いたしました。 佐々木さん、どうぞ。
- ○佐々木委員 何となく経済の視点から、生活全般がよくなるという規制改革会議のワーキンググループ の名称からすると、今回の全体を見ていると、すごく経済一直線という感じに見えるんですけれども、この中で、例えば幼保一元とか、そういうテーマというのはどこに入ってくるんでしょうか。
- ○宮川室長 幼保一元の話は、アクションプランの12分野の1つですので。
- ○佐々木委員 入っていますけれども、その12の重点検討のワーキンググループが。
- ○宮川室長 これは、一応の仕切りは12分野の話は12分野のところで集中特化してやっていただこうと。 各委員すべて実はアクションプランの委員でございますので、ここで皆さんの創意を結集してやっていただくと。

それ以外の事項について、各ワーキンググループでやっていただくという仕分けで考えておりまして、したがって幼保一元化の話は、アクションプランの方で対応するという形でございます。

- ○佐々木委員 それ以外の保育とか教育とかというのは。
- ○宮川室長 それ以外の教育の関係は、それぞれ教育のワーキンググループなり、それから保育の方で 言えば、医療・福祉のワーキンググループの方で御対応いただくと。

みんな、まさにここに書いてないからやらないということではなくて、ワーキンググループそれぞれ立ち上げていただいて、そこで主査を決めていただいて、主査がどういうことをやるのかというのを各委員と御相談をいただいてやっていただくと。今日は、別に網羅的に全部、各委員もそういうことで多分御認識しておられないと思うんですけれども、いずれにしても今日はワーキンググループのイメージを決めていただきたいということでございまして、検討項目は各ワーキンググループの方で是非御議論いただきたいというふうに思っておりますので、それを網羅的に書いたという趣旨ではこの紙はございませんので。

- 〇鈴木議長代理 要するに、今までどおりに前向きで、次から次へと発掘していけと。ただし、今まで後ろを振り返ることは余りやったことがないから、フォローアップだけはきっちりやってくれという意味に理解すればいいことなんですね。
- ○宮内議長 まさにそうで、プラスアクションプランもあると。まさにそういうことだと思いますが。
- ○佐々木委員 私、全然理解不足で申し訳ございません。4月からのワーキンググループは、5つになるということですか。
- ○宮川室長 全部で13になります。
- ○佐々木委員 この下にある8と前の5で13のワーキンググループになりますよということですか。
- ○宮川室長 そうでございます。済みません、わかりにくくて。
- ○佐々木委員 それで、13 ワーキンググループに 15 人が分かれると。
- ○宮内議長 13 のうち1つアクションプランワーキンググループに全員が入っていると。 具体に 12 ですね、これを 15 人で分担していただくと。 そしてこの 12 で全分野が網羅されているはずだと。 ですから、最も御関心のあるところでテーマの掘り起こし、 それからその分野でのフォローアップをお願いするというイメージです。
- ○佐々木委員 わかりました。
- ○宮内議長 清家さん、どうぞ。
- ○清家委員 今の佐々木委員の御趣旨と私も同じような感じを持っていまして、できればそういうメッセージを次年度出してほしいなと思うのは、先ほどの説明なんかにも、勿論それは制度としていいんですけれど

も、この規制改革を進めるに当たって、例えば経団連からの要望に基づいて云々とか、そういうのが出てくるわけなんですが、そもそも規制改革というのは国民の生活を豊かにするためにやるわけで、ただ一般的なイメージとして、ともするとあれは財界のためとか、あるいは業者のためにやっているというイメージを持たれやすいと思いますから、その辺のそもそも規制改革は国民生活を豊かにするためにやるんであって、財界とか業者のためにやるわけではないというメッセージが、特に国民一般に強く伝わるような形、あるいは運営にしていただきたいというふうに思います。

佐々木委員の御趣旨は、そうではないかもしれませんけれども、ちょっと関連して。

- ○宮川室長 基本方針の辺りにそういった話を盛り込みたいと思っています。文章につきましては、また後 日御相談をさせていただきます。
- ○宮内議長 それでは、当面の進め方、イメージとしては来年度の進め方全体につきまして、ただいまの 御意見を踏まえまして、皆様イメージを同じくしてやっていただくということで、またこの紙を最終的にただい まの御意見を踏まえまして、少し訂正させていただくということで、進め方につきまして決めさせていただくと、 最初の修文につきましては御一任いただくというようなことで、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○宮内議長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

今も出ましたけれども、この検討課題、ワーキンググループに対応いたしますワーキンググループの主査でございますけれども、これにつきまして、また皆様方と御相談させていただきながら、議長案という形でつくらせていただきました。これは今お手元にお配りできると思います。

アクションプラン実行ワーキンググループは、私ということで。

国際経済連携、安居さん。

基本ルール・基盤整備、神田さん。

構造改革特区・官製市場、八代さん。

事業活動円滑化、高原さん。

IT、鈴木さん。

法務・金融・競争施策、神田さん。

教育・研究、奥谷さん。

医療・福祉、鈴木さん。

雇用・労働、清家さん。

農林水産業・流通、八代さん。

エネルギー・運輸、鈴木さん。

住宅・土地・公共工事・環境、八田さん。

主査をこのように決めさせていただきたいというふうに思います。誠にこれは御苦労様でございますけれども、是非各分野につきまして、主査という形でお引き受けを是非お願い申し上げたいと思います。

それから、実はこの主査を決めさせていただきましたけれども、ワーキンググループのメンバーでございますけれども、メンバーにつきましては実は各委員の最も関心のあるところに、是非メンバーになっていただきたいということで、御希望を、御希望というか、是非やりたいという意欲のあるところをお教えいただきながら、メンバー編成をさせていただきたいというふうに思います。

なお、主査の方々は、私は主査だからほかはもういいよということをおっしゃっていただきますと編成ができませんので、主査をなさっておられる方は是非もっとやるんだと。それから主査をなさらない方は、たくさんやるんだということで、この 12 に大変御足労でございますけれども、積極的に加わっていただくということで、最終年度の編成をいたしまして、成果を上げたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思いますが、何か御意見等ございますでしょうか。

それでは、主査の皆様方お引き受けいただくということで、お願い申し上げたいと思いますし、各ワーキンググループのメンバーにつきましては、速やかにお考えをお伺いしまして、ワーキンググループの編成をさせていただきたいと思います。

それでは、またそういうお考えをお伺いいたしました上で編成をさせていただきますけれども、最終的な姿につきましては、ちょっと数が多かったり少なかったりというようなことが過去ございましたので、その辺は少し調整させていただきまして、例えば第2希望、第3希望に回ってしまうということもひょっとしたらあるかもわかりませんけれども、その辺は御了解いただきたいということで、御一任をちょうだいしたいと思うんでござ

いますけれども、ちょっと強引ですがよろしゅうございましょうか。 森さん、どうぞ。

- ○森委員 特にそれに異論はないんですが、この分類の中で、基盤整備とか、官製市場とか、多少どっちに、内包について、必ずしもわかりにくいものがあって、ここを中心として、この周辺部分はここまでやるんだというものを付けていただけますと選びやすいんですが。
- ○宮内議長 それでは、事務局が御説明に行くときに、できるだけわかるようにさせていただきたいと思います。
- ○森委員できるだけたくさん出したいとは思っておりますが。
- ○宮内議長 是非そうしていただきたいと思います。余りいい名前のワーキンググループではないところもありますので、これは一応仮称ということで、御意見がございましたら是非おっしゃっていただければと思います。

それでは、そういう形で運ばせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 また、ワーキンググループができますと、それに対応いたします事務局体制もきっちりと張り付いていただくということになります。それにつきましては、また私から大臣にお願いいたしまして、事務局の体制をきっちりしていただくということをひとつお願いしたいと思います。

メンバー編成、事務局体制を調整いただきました段階で、事務局から各委員の皆様方にできるだけその 内容を速やかに連絡をさせていただきます。御了解の上、直ちにワーキンググループの活動をお願いでき ればというふうに思っております。

専門委員につきましては、その所属するワーキンググループが来年度新たに再編されることとなる場合には、年度末をもちまして現在所属いたしますワーキンググループに関する任務は一応終わるということでございます。したがいまして、前回第 15 回会合で設置を決めました、アクションプラン実行ワーキンググループに所属する専門委員の場合は、引き続いて御活動いただくということで、このワーキンググループは例外となりますが、手続の上ではこれまでお願いいたしておりましたそのほかの専門委員は、年度末をもって任務を終えることになろうという形でございます。

その場合、来年の検討において、必要と考えられるときには新任の主査の方々とも御相談させていただきながら、改めて再任または新しい方を個別にお願いするということになろうかと思います。そういうことで御了解をいただきたいと思いますし、各専門委員には事務局からこの旨をお伝えするということになっておりますので、御了解賜りたいと思います。

そういうことでよろしゅうございましょうか。

以上をもちまして、当会議の当面の運用につきましての議論を終わらせていただきます。 大臣、どう ぞ。

○石原大臣 私に関係ありますところでは、このアクショングループができまして、特に 12 項目、経済財政 諮問会議では6項目に絞られておりますけれども、6月までの重点事項、これがこれからの当面の大きな注 目点でもありますし、ここ殻を破っていかなければならない点だと思います。

そこで、昨年の経済財政諮問会議で宮内議長、また私の方から発言をさせていただきました、いわゆる 勧告権の問題、残念ながら当委員会は政令設置でございますので勧告権がありませんが、規制改革担当 大臣には勧告権があるわけでございます。そこで若干誤解をされて伝わっておるんですが、私の内閣不一 致ということもあるので、その点にも留意すべきだという発言は、勧告権を行使しないということではございま せんで、この勧告権を現実に行使をしますと、そうすべきであるということを言うことによって、1つの内閣に もし仮にそれに従わない省庁並びに大臣がいた場合は、考え方の相違が、にっちもさっちもいかないぐら い明白になると、そういうことのないようにこの勧告権というものは行使をする上で使っていかなければなら ないという意味でありまして、有効に是非使っていただきたいと。また、使いたいという考えでございます。

もう一点、若干自由民主党の方でございますが、先週総理も交えまして行革本部の幹部と懇談をいたしまして、その中でこの規制改革についてもいろいろ議論が出まして、この規制改革という言葉、これもそもそも考え直してみようということで、総理も交えて大体大筋で合意をいたしました。すなわち、規制を改革する、もう一段踏み込んで、規制を削減するんだと、規制をともかく数を減らしていこうと、改革という言葉から削減という言葉で取り組んでいきたいと、それがいいだろうということでそういうお話があったということを御報告させていただき、是非今日は神田先生御病気で御欠席でございますが、基本ルールのワーキンググループ等々でこの削減という問題につきましても、当委員会で御議論をいただきたいと思います。

そして最後でございますが、フォローアップをされるということでございますので、私フォローアップの中で 是非していただきたいとかねがね思っておりましたのは、この鈴木代理が主査になられます運輸のワーキン ググループで、いわゆる需給調整要件を廃止したタクシーの問題でございます。皆様方も東京でタクシー が、二重駐車、三重駐車になられているのをよくお見かけになっていると思いますが、私は大臣車をそれで ぶつけられまして、これはひどいなと。それで警察の方に言いましたら、警察は1週間ぐらいはそこのところ をちゃんと排除してくれるんですけれども、結局また元の状態になっている。

最近特にひどいのは、東京駅の周りだと思うんですけれども、東京駅になかなか車で行って入りにくい、 二重駐車になっていて、そこにまた車が乗り付けてやりますと、なかなか自分の車も構内に入りずらい。これは東京だけの問題かなと思って、先般京都に行きましたら、京都でも先斗町のところの一方通行にお巡りさんが立っていて、事故のようなパトカーの上に伸びるものが止まっていて、あれ事故かなと思ってタクシーの運転手さんに聞いたら、いや石原さん、これは365日この車は止まっていて、365日お巡りさんがここに立っていますと。それで1台通れなくなって邪魔なんですけれども、これがいなくなるとここが今度二重駐車になって、全く動かなくなると。どこでも需給調整が緩和したことによって、タクシーが実は会社の淘汰が起こらないで、また値段も思ったより下がらないで逆に大きな交通渋滞を巻き起こしている。私は、これは個人的には規制改革して、需給調整要件をなくしたんですけれども、そもそもの権限を国レベルで持っているのがおかしくて、世界中どの国見ても市とか州のレベルに落としているので、規制を必要なものでも緩和の中で都道府県、市町村に移していくというようなことも、タクシーは1つの例でございますけれども、是非御検討願いたいということでございます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございました。大変具体的な御指摘もいただきまして、ありがとうございます。

それでは、最後の議題に移りたいと思います。本日は、構造改革特区推進室から、中城室長にお越しいただいております。構造改革特区を巡っては、去る2月27日に、本年1月15日を締め切り期限とした、構造改革特区に関わる第2次提案の募集に対する政府の対応方針を決定されるとともに、これを踏まえ所用の処置を盛り込んだ、構造改革特別区域法改正法案を策定されつつあるなど、着実な進展が見られております。

そこで、本日は第2次提案の募集に対する、政府の対応方針などにつきまして御説明をいただきまして、 その後御質問・意見交換をさせていただきたいと思っております。

それでは、中城室長、よろしくお願いいたします。

○中城室長 構造改革特区推進室長の中城でございます。よろしくお願いいたします。座って御説明させていただきます。

お手元に資料3というのがありますが、大きく3つに分かれております。

1つは横長の「構造改革特区の第1次提案、第2次提案で実現する特区の例」。

2つ目に1枚紙で「構造改革特区に関する今後のスケジュール」。

3つ目に「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」でございます。

最初に、一番最後の「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」というものについて御説明いたします。これは、宮内議長から御紹介ありましたように、去る2月27日に構造改革特別区域推進本部で決定した対応方針でございます。これは、本年1月15日を締め切りといたしました、構造改革特区に関する第2次提案の募集、これが8月30日の第1次提案の426件を大幅に上回る651件の提案がありました。

これにつきまして、新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置、それから全国において実施する規制改革事項、その他。その3つに分けまして対応方針を決定したわけでございます。

特区においてやるものにつきましては、この後ろにあります別表1というところに書いてありますが、今後の対応方針では別表1のうち法律改正が必要な事項については、原則として3月中旬を目途に構造改革特別区域法の改正法案として、今通常国会に提出することにしております。

それ以外の項目につきましても、訓令、政省令、通達等につきましては、8月までのできる限り早い時期 に交付して、10月1日までに施行するということとしております。

全国において実施する事項は、この別表1の後ろに別表2として出ておりますが、別表2の事項につきましても、こうした事項については6月ごろに予定されている、総合規制改革会議の中間とりまとめに向けた検討における対象とするとともに、規制改革推進3か年計画等に掲げられている事項であって、今回の検討結果の前倒し、深掘り等が行れたものについては、その成果を3月末に決定する規制改革推進3か年計

画に着実に盛り込むこととするということと。私ども内閣官房では、総合規制改革会議と連携して、その実施 状況のフォローアップを行うこととしております。

別表1、別表2の内容につきまして、最初に戻っていただきまして、横長の第1次提案、第2次提案で実現する特区の例という図表で御説明いたします。どういうものが今回できるようになったかというイメージをつかんでいただくための図でございます。

まず、この表は第1次提案と第2次提案を重ねて書てありますが、ゴシック体で書いてあるところが、今回の第2次提案で実現したものでございます。

最初に教育特区でございますが、教育特区につきましては、学校法人以外による学校の設置・運営を認めるというのが今回の大きな目玉でございます。その下に〇で書いてありますが、株式会社、NPO法人による学校設置の容認、これは学校教育法の改正でございますが、これによって地域の特性を生かした人材の育成、不登校児童生徒等に対する影響力などの進展を図るということでございます。

それと同時に、学校法人の校地・校舎の自己所有要件の緩和ということによって、地域のニーズに沿ったNPO法人等による学校の設置の容易化というのを図ることにしております。

また、空きビル等の活用に資する大学の建築基準の特例ということで、天井高を3メートルから 2.1 メートルにというふうに建築基準法関連の改正を図ることによりまして、オフィスビルの学校利用による学校設置の容易化を図ることにしております。

2番目の、幼稚園と保育所の一体的運用を促進する特区でありますが、保育所における保育所児と児童 幼児園児の合同保育の容認ということ。それから、保育の実施に係る事務というものを、現在市町村の福祉 事務所がやっている事務につきまして、教育委員会へ委任することを容認すると。これは児童福祉法の改 正を要するものでございます。

次のページでございますが、国際物流特区、これにつきましては第1次では、通関業務の24時間化などが図られたところでありますが、今回は公有水面埋立法の用途変更の制限期間というものを、10年から5年に短縮すると。これは法改正事項でございますが、これによって低未利用用地の活用の促進を図るというものでございます。

今回の交渉の中で全国対応となりましたが、総合保税地域の許可要件の緩和ということで、地方公共団体の出資比率要件を10%から3%に下げるということ。

完成車積載トレーラー、いわゆるカーキャリアカーの車高規制の見直し、これを3.8メートルから4.1メートルに上げることによりまして、積載自動車数の増加ということにより、物流効率の向上、あるいは環境へもやさしいということで環境改善といったようなとでございまして、これにつきましては15年度中に全国対応で実施するということになりました。

3ページ目でございますが、農村活性化特区でございますが、前回は株式会社の農業経営参入ということで、賃借による参入というのが認められたわけですが、今回入ったものは農地の権利取得後の下限面積要件、いわゆる農地取得の下限面積要件でございますが、現在都府県 50a、北海道2ha というものを緩和いたしまして、地域の事情に応じて 10a単位で 10aまで下げられるということで、地域の農地利用の状況や、就農者の能力等に応じた新規参入の柔軟化ということで、新規参入が容易になるということでございます。

都市と農村の交流の促進ということでございますが、まず農業生産法人の農業関連事業の範囲を農業体験施設の運営や農家民宿に拡大するということで、農業生産法人が都市農村交流への取り組みを促進するということ。

もう一つは、いわゆるどぶろく特区でございまして、農家民宿においてどぶろくを製造する場合の酒類製造免許要件の緩和ということでございます。これは現在は、雑酒の場合は6キロリットルというのが最低の製造免許要件になっていますが、農家民宿で泊まった人に出すどぶろくに関しては、そういった制限は撤廃するというものでございます。

次のページ、国際交流特区でございますが、国際交流特区につきましては、外国人のIT技術者の在留期間というものを3年から5年に延長するという、出入国管理法の関係の改正のものでございます。

そのほか、一定の条件を満たす特定国の外国人観光客の短期滞在ビザの手続の簡素化ということでございまして、現在対馬とか沖縄、それから稚内などの地域から出ている要望に応えるものでございます。

夜間大学院への留学生に対する留学資格というものの付与の特例ということ。それから、留学生が卒業後就職活動を行う場合に、最長 180 日間の短期滞在資格を付与するというものでございます。これは全国対応でやります。

そのほか、留学生等に宿舎を提供するために、公営住宅が余っている場合、目的外使用を容認するということ。

研修の在留資格についての受け入れ人数枠の拡大ということで、従業員 50 人以下の事業者においての研修生の受け入れ枠を拡大するというようなことが認められたわけであります。

まちづくり特区でありますが、違反広告物の簡易除却の対象に広告旗等を追加するということであります。 これは特に街並みの美観という観点から、屋外広告物につきましては現在は立て看とか、紙で刷ってベニ ヤ板に張ったようなものについては簡易除却できますが、それ以外の最近ののぼりばたとか、プラスチック とかそういったもので直接張り付けたようなものについては除却できないものでありますが、そういったものも 除却できるようにするというようなものでございます。

そのほか、イベント、映画ロケのための道路使用許可の円滑化、河川等の占用許可の範囲の明確化。それから、市街地における地方公共団体や都道府県警察が協議して定めたまちづくりの計画に基づく交通規制の実施などが認められております。

その次でございますが、新エネルギー・リサイクル特区ですが、特に風力発電に関しましては、国立・国 定公園特別地域内における風力発電施設の設置許可の明確化、これは基準を明確化するというもので、 全国対応でございます。

そのほか、産業廃棄物処理施設で同一性状の一般廃棄物処理の実施と。これも全国対応でございます。

そのほか、再生利用認定制度の対象品目の基準の特例といって廃木材を入れるというようなこと。

バイオ燃料の導入促進のためのガソリン品質の強制規格におけるアルコール混入比率許容値の明確化。 これも全国対応でございます。

地方行革関係でございますが、特に地方では財政的な困難があるということから、地方公務員の勤務形態の弾力化や公的業務の民間への委託を図るという特区の要望が出ておりまして、1つは、これは全国対応でございますが、地方公務員の常勤職員の勤務時間の短縮を可能とする制度の導入。それから、地方公務員の臨時的任用期間の延長ということで、現在は6か月以内で更新が1回に限られる。つまり1年間しか雇えないわけですが、それを任用期間の延長によって3年まで延ばせるというものでございます。

そのほか、福祉特区につきましては、特養、いわゆる社会福祉施設への医療関連業務の労働者派遣の 容認ということでございますが、これは全国対応であります。

6ページ目でございますが、医療特区、これは最後までもめたところでありますけれども、株式会社の医療への参入につきましては、その下にありますように自由診療の分野を前提とした、株式会社の医療への参入ということで、医療法につきましては6月中に成案を得て、15年度中に必要な措置を取るということになっております。

外国人医師につきまして、当該国の国民の診療に限定した受け入れの拡大ということで、これは全国対応でございますけれども、いわゆる総合主義でやるもの以外にも、外国人が多いところ。例えば、ブラジル人が多いところについては、ブラジル人の医師がその国の人を診ることができるような受け入れ枠の拡大というものを措置することになりました。 そのほか、産学連携関係でございますが、ロボットの歩行実験、これは福岡県から出ておりますが、歩道におけるロボットの歩行実験のための道路使用の容認。

ロケット打ち上げ射場における衛星機能確認のための無線通信の免許手続の簡素化。

電力線搬送通信の実証実験の容認といったようなものが認められております。

こういうのが今回の2次提案で認められたものでございまして、今回2次提案も含めますと、かなり幅広い 分野についての特区の特例が認められるようになったということでございます。

次に1枚紙で「構造改革特区に関する今後のスケジュール」という紙でございますけれども、今、我々の作業は2つの流れでやっております。

上の方が、いわゆる1次提案に基づく特区計画の認定申請の流れでございますが、これにつきましては 今年の4月1日より特区計画の認定申請の受け付けを開始しまして、鴻池大臣の指示により4月中旬にも特 区の第1号が誕生すべく、今、鋭意準備作業をしております。

下の方が、規制の特例の募集の流れでございまして、今、御説明した第2次提案募集、これが1月 15 日 締め切ったものを、2月 27 日に推進本部で決定したわけでございますけれども、その中で規制の特例措置につきまして、法律事項につきましては特区法の改正法案を今、準備しておりまして、来週にも閣議決定に持ち込みたいというふうに今、鋭意努力しているところでございます。

法律事項は、ここにはありませんけれども7本でございまして、先ほど御説明した中では、公有水面埋立 法の特例、10年から5年。

学校教育法の特例で、特に株式会社・NPO法人の学校設置を認めることと、認定を受けた地方公共団体が市町村でやる場合には、その設置認可は当該市町村の長がやるということで、その場合当該市町村におかれる審議会の意見を聞くということにしております。 児童福祉法の特例で、福祉施設の業務を教育委員会に委任することができる。

屋外広告物法の特例。

地方公務員法の特例で、臨時採用を3年まで延ばすこと。

IT技術者の出入国管理の特例。

最後は、どぶろく特区の酒税法の特例。

以上、7本が今回の特例法の改正案ということで準備しているものでございます。

私からの説明は以上です。

- ○宮内議長 ありがとうございました。それでは、御質問・御意見。 森さん、どうぞ。
- ○森委員 随分と進展があったということを、改めて知って喜んでいるんですが、それができるならうちもまたやりたいという、これからの受け付けもどんどんしていただけることになるんでしょうか。第3次や第4次があるわけですか。
- ○中城室長 基本方針で、とりあえず今年度につきましては6月末に第3次募集、12 月末に第4次募集ということも基本方針として決めております。
- ○宮内議長 八代さん、どうぞ。
- ○八代委員 今の森委員の御質問ですが、第3次、第4次募集というのは、新たな提案であって、既にここで認められたものについて、最初に応募した自治体以外の人がいるのは、別にもう期限は切らずに自動的に行われると。その辺の御質問だと思いますので、それについてあとでまた明快にしていただきたいのと。

私からは質問というより要望でありますけれども、この医療特区について、新聞等では一部自由診療の 分野を前提とした株式会社の医療への参入というときに、何か特定の分野だけ、高度先進医療だけという ようなうわさもありますけれども、これは是非そういううわさは排除して、全面的に自由診療の分野であれば 株式会社の医療参入ということを是非明快にしていただきたいと思っております。これは規制改革会議も非 常に関心を持っている分野であります。

例えば、健康診断とか、御産とか、自動車事故というのは、今でも自由診療で行われていますので、こういうものが排除されたら事実上ほとんどあとは少ないわけですから、是非せっかく取っていただいた自由診療の分野を前提とした株式会社の医療への参入というのは、この条件以外は無条件でという点をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○中城室長 もし誤解があるといけないので御説明いたしますけれども、先ほどの今後のスケジュールというのを見ていただきたいと思いますが、2つの流れがございまして、上の方は既に法律で認められました特区の特例につきまして、これを認定申請する流れでございます。これについては、例えば第1次については4月1日に申請を出していただければ、それについて第1次提案に関する特例が認められるということでございまして、それにつきましては、八代委員が言われたように、最初の提案をしてないところでも申請を出すことができて、それが認定されるというものでございます。

3次、4次と言いましたのは、下の方でございまして、第2次提案で出なかったもの。それから、第2次提案では入れられなかった要望につきまして、新たに第3次募集、第4次募集という形で、特例措置の提案というものを受け付けるという2つの流れがあるということでございます。

- ○森委員 受け付けのなかったものに関して、また出してもいいというふうに聞こえましたけれども、そういう 意味ですか。一度出してだめだったけれども、もう一度出し直していいという意味ですか。
- ○中城室長 はい。今回も、2次提案では1次提案で入れられなかったものを再度出していくることはある わけですから、そういうことは可能なわけですし、今回の教育の問題でも、医療の問題でも、1次提案にも出 て、2次提案にも出て、今回少し入ったというようなものもあるということでございます。
- ○鈴木議長代理 さっきの後段のいわゆる自由診療の範囲の問題については、どうなんですか。
- ○中城室長 これは、まず決定は自由診療ということで書かれているとおりでございますけれども、厚生労

働省の副大臣の方から高度先端医療限ってできないかというような御発言が本部であったというのも事実でございます。これは、厚生労働省と我々とで協議して検討していくわけですが、そういう御意見もあったということでございます。

○鈴木議長代理 そうすると、その高度先進医療の中でということになると、今、特定医療費の中で入っている人たちにとってはナンセンスな話ですね。保険料ももらっておるんだから。だから、そうすると例えば臓器移植というのは、みんな特定医療費の対象外になりますから、そういうような臓器移植をする専門病院とか、そういうものならば株式会社で、その代わり全部自由診療という前提で問題を考えているわけですが。○中城室長 具体的な議論は、まだそこまでしているわけではないので、よくわかりませんけれども、今、言われているのは自由診療の分野でという決定に対して、それを更に高度先進医療に限ってというふうな意見が出ているということでございまして、その場合は鈴木先生が言われるようなものは入るんだろうとは思います

- ○鈴木議長代理 それでは、お願いしておきますけれども、我々の方もそれは拡大していきますけれども、 そちらの方でもがりがりと窓口を大きくやるように努力していただきたいということをお願いしておきます。
- ○森委員 質問ですが、全国対応というのは、もう全面解除という意味か、それとも申請さえすればいいという意味ですか。
- ○中城室長 要するに、この特区法の世界ではないということでありますので、それは具体的には勿論申請しなければいけないものもあると思います。例えば、外国人の医師につきましては、厚生労働省が考えているのは、外国人医師をその当該外国人を診たいという場合には、その都道府県の知事が厚生労働省の方に申し出るというような仕組みを今、考えているということですから、それぞれの制度によって違うと思いますけれども、全国対応という場合は、この特区法の世界でないという意味での全国対応ということであります。○宮川室長 今のお話は、むしろ規制改革会議の方も受ける形になっておりまして、したがって全国対応というのは、向こうからキャッチボールを我々がちょうだいをしたということで、これは会議としても、2次答申もまさにそういうことをサーベイ我々はさせていただいたんですが、各省庁の作業というのを我々としても監視をするというか、チェックをするという立場で、全国対応ということで特区室から投げられますと、私どもの方で受けるというような関係に今なっているということでございます。
- ○森委員 全国でオーケーになったというわけではなくて、全国でやるかやらないか考えてくれと、つまり 特区ではないということですか。
- ○宮川室長 全国でやるということを決めましたので、そうすると決めた中身について我々がどういう中身かというのを各省庁と議論するということでございます。
- ○森委員 そうですか。
- ○坂政策統括官 若干補足しますと、全国で実施するという表の2に載っている項目の中でも、書き方がいろいろあるわけです。検討をすると書いてあるのとか、もうやりますと書いてあるのとか、あるいは一件一件個別許可にしますと書いてあるのもあるし、その対応に応じてそれぞれことが起きるわけですが、いずれにしても当会議で表2という方については、チェックをちゃんとしていただいて、また各省にこれでは足りないんじゃないのとか、そういうことをいずれにしてもやっていただかなければいけないと。我々の、当会議の仕事になりますということでございます。
- ○村山委員 済みません。具体的に教えていただきたいんですけれども、例えば1つの、例を挙げると国際交流特区というのを港区が申請して、これが認可されて今度通ったとしますと、その成果を見て、例えば新宿区がやりたいと言った場合には、新宿区が全く同じものを申請したときは、ある程度自動的に下りるような形になるわけなんでしょうか。
- ○中城室長 基本的には、構造改革特区というのは、通常民間の事業者の人がこういうことをやりたいというのがあって、そういうものについてその地域でやりたいというものについて申請があれば、それは条件が合えば認定されるわけです。

ですから、新宿区でも同じものついてやりたいという民間事業者の人がいて、それが国に働きかけて申請が出てくれば、それが条件に合っていれば認められるというものでございます。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。特区室は、本当に初めての作業を大変意欲的に進めていただいておりまして、今後とも御活躍をお願いしたいと思いますが、当会議といたしましても、アクションプランを始めといたしまして、一層の規制改革を推進していく上で、今後も特区本部と密接な連携を図ると、そして議論を進めると、そして全国規模の規制改革と特区による改革と、これが両輪となって本当の改革が加速

されていくということだろうと思います。

そういう意味で、今後も意見交換等を是非蜜にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

今日、中城室長には御多忙のところをおいでいただきまして、ありがとうございました。 それでは、最後でございますが、事務局から何か連絡事項はございますか。

○宮川室長 アクションプランの実行ワーキンググループ、先ほど申し上げましたように、次回 17 日の 10 時~12 時でございます。本会議の通常のプロセスの方の日程はまだ決まっておりませんが、4月上・中旬ぐらいに1回やろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○宮内議長 皆様方、何かございませんでしょうか。 それでは、以上をもちまして、本日の会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。 書類は置いていっていただきます。